



軍化する自衛隊

纈纈厚

論議の対象となりながら自衛隊の実像はなかなか見えない。創設から四〇年、違憲とされた自衛隊が憲法の下位法である自衛隊法を根拠に、これほどの増殖を示すと誰が予測し得ただろうか。いま、合憲とされるに至った自衛隊戦力の現状と問題点を改めて具体的に指摘し、自衛隊の実態と軍事国家日本成立の思想と危険性に警鐘を鳴らす。

数字が示す増殖ぶり

戦後日本政治を決定づけた米ソ冷戦構造と高度経済成長は、自衛隊軍拡を支える条件ともなった。冷戦構造の枠組のなかで脅威のシナリオが次々と提供され、日米関係緊密化への要請が「防衛力整備」という名の軍拡に正当性を与えてきた。そして、急速な経済規模の拡大のなかで、膨大な防衛関係費と軍事費の絶対額すら相対的に低位に見積もられるという幸運を得てきたのである。

その自衛隊は陸海空三自衛隊を合計して法律定員が二七万三八〇一人。現員は二三万七五五七人。他に戦時に実戦闘員として編入される予備自衛官が四万七九〇〇人を数える。全体の充足率は八六パーセントだが、幹部・准尉・曹の充足率はいずれも九〇パーセント

を越す。陸上自衛隊では士の欠員数の大きさが目立つが、その一方で自衛隊員全体の構成は幹部・准尉の幹部クラスの定員比重が高いのが特徴だ。定員は七万五〇〇〇人（陸上兵力のみ）から出発した警察予備隊（一九五〇年創設）の三・七倍強の増殖ぶりである。

予算の面からすると自衛隊創設時の防衛予算は一三四九億円（一九五五年度）、それが一九九三年度では四兆六四〇六億円に跳ね上がりだ（注1）。物価水準の高騰を考慮に入れてもこの数字は異様といふ他ない。

防衛庁は日本の防衛関係費を世界第六位と言うが、軍人恩給や海上保安庁の予算も軍事費としてカウントするNATO方式でドル換算すると、九三年度の日本の防衛関係費は約五〇七億ドル。間違いなくアメリカに次いで世界第二位

の水準に達する。イギリスやフランスなどの核保有国ですら四〇〇億ドル前後に留まっている現状と比較しても防衛関係費の大きさは明らかだ。

膨らみ続ける防衛関係費

政府などは防衛関係費が国内総生産（GDP）の一パーセント前後に過ぎない点を繰り返し強調する。問題は絶対額の大きさだ。防衛関係費の伸び率でも高度経済成長期にあたる三次防・四次防時には、実に一〇パーセントから二〇五年の二一・四パーセント）といふ驚異的な数字を記録してきた。

八〇年代に入つても一貫して五パーセントから七パーセントの高い水準を維持する。

ちなみに、八〇年代の欧米先進諸国の中でも日本と同様の事例は

見出せない。フランスやドイツでも八〇年代末期から九〇年代には二パーセントから三パーセントの伸び率に留まっている。アメリカでも財政赤字解消を目的としたグラム・ラドマン法により八六年会計年度から国防費は実質マイナス成長を記録している。確かに九四年度の防衛関係費の伸び率は〇・九パーセントに抑制されはしたが、後に過ぎない点を繰り返し強調する。問題は絶対額の大きさだ。防衛庁が説く脅威論の内容を検討しても、欧米諸国が直面してきた絶対額は一貫して増大している。

防衛庁が説く脅威論の内容を検討しても、欧米諸国が直面してきた以上の差し迫った脅威が日本に存在してきたとは到底考えられない。また、一九七八年度から開始された在日米軍駐留経費負担、通称「思いやり予算」が過去一六年間で四〇倍にも増額された。現在「思いやり予算」は全部で五九四四億円（アメリカ兵一人あたり約一七二〇万円）。基地従業員労務費と基地で消費する光熱費の完全負担も

決定済みで、今年度予算でも光熱費等の負担額が既に二三〇億円（前年比伸び率四三・三パーント）。駐留費負担の履行義務は、日米安保にも日米地位協定にも全く明記されていない。いまやドイツの三倍、韓国の六・五倍もの駐留費負担の目的はどこにあるのか理解に苦しむ。

実際には駐留目的は必ずしも日本防衛ではなく、アメリカの霸権主義からきているに過ぎない。米連邦議会が今年六月にドイツ政府に米軍駐留費負担の増額を決議したおり、同国のリュー工国防大臣が「米軍のヨーロッパ駐留は米國のため」と喝破して増額を拒否した事実を知るべきであろう。

この「思いやり予算」で一〇年程前、青森県三沢基地に米軍のF16用のシェルターや核戦略に不可欠な通信施設が建設されたが、そ



1両11億円の90式戦車

高価な近代兵器で 武装を強化

のF16の低空飛行訓練で衝撃音や墜落事故による被害が頻繁に起っている。F16は有事の際、真っ先に敵地に進攻する「槍の穂先」の役割を担う核爆弾搭載可能な攻撃機だ。そのために東北・中部・近畿・四国の山間部の峡谷やダムなどを目標にして超低空飛行訓練を重ねている。米軍への「思いやり予算」によつて、多くの地域住民が恐怖と危険に晒されている現実は極めて深刻な問題だ。

軍縮を求める多くの世論に逆行して、自衛隊は戦力拡大の速度を緩めようとしない。陸上自衛隊は戦車を合計一一二九両も保有している（九四年度完成時）。現在七四式を中核とするが、最新式の九〇式戦車一両の購入価格は約一億円。一二〇ミリ砲を搭載した世界レベルの水準にある。狭い国土に新旧合わせて千台余の戦車がなぜ必要なのか。軍事的意味というより陸自のプレゼンスと防衛産業との癒着関係から割り出された数としか思えない。

海上自衛隊は現在三三万六〇〇トンの艦艇を保有。そのなかで甲IV型警備艦（通称イージス艦）は排水量七二五〇トン、コンピューター制御の優れた対空能力を持つ超近代艦で、一隻の購入価格は

一二二七億円。現在二隻が実戦配備に就いている（最終的には四隻配備予定）。一番艦には戦前期大艦巨砲主義の先陣を切った軍艦金剛に由来してか、「こんごう」と命名されている。

本来、打撃能力と航続距離の大きさに比べて対空能力の脆弱な航空母艦の護衛用に開発建造されたイージス艦が、なぜ海自に必要なのか。有事におけるアメリカ海軍の航空母艦護衛任務を前提としているのか、それとも将来航空母艦の保有を見越してのことなのか。

これに関連して既に建造中の八九〇〇型大型輸送艦も大変気になる新装備だ。名は大型輸送艦だが「軽を重んじ」と評価されるような船体構造を持ち、攻撃用ヘリや垂直離着陸機ハリアー攻撃戦闘機などの搭載が可能な甲板を装備する。有事を想定し長大な航続距離と大量輸送能力と合わせ、強襲上陸もやつてのける艦艇が今日なぜ必要なのか。二〇〇〇トン級の従来の輸送艦から一挙に四倍余もの大型化をなぜ急ぐのか。

従来の政府の公式見解は、攻撃用航空機を搭載可能な空母は「専守防衛」の立場から明らかに逸脱するものの、対潜空母の保有は可能とする見解を表明してきた。海自に潜在する根強い空母保有論と合わせ、これが将来の本格空母保有の布石と見るのは思い過ごしだ

る。現在約九〇〇機の航空機を保有する航空自衛隊では、特にE767空中警戒管制機（AWACS）の導入をめぐり種々議論があつたものの、結局は九四年度予算で二機導入が決定した（最終的には四機導入）。一機五四三億円もするAWACSは、アメリカ軍が湾岸戦争で空飛ぶ作戦司令部として使用したように、攻撃作戦を空中指令する役割を担う。長大な航続距離を持つAWACS導入は、海外における作戦行動を前提とした裝備という性格を持たざるを得ない。

また、現在開発中の次期支援戦闘機（FSX）も「支援戦闘機」とは名ばかり。爆弾を一〇トンも搭載可能な高性能爆撃機であり実質攻撃用兵器以外何ものでもない。この他にも導入が検討されているC17大型輸送機や空中給油機など



警備艦「こんごう」（長崎三菱造船所で筆者撮影）

超近代装備が目白押しだ。

世界第二位の武器輸入大国

日本が世界でも有数の武器輸入大国であることは案外知られていない。一九八四年から八八年の五年間の世界の武器総輸入国的第一位はイラク（世界の武器輸入総額の九・一パーセント）、次いでインド、サウジアラビア、そして日本

（四・六パーセント）の順だ（注2）。さらに、一九八八年から九二年の五年間で日本はインドに次いで第二位（世界の武器輸入総額の六・一パーセント）となり、金額は九二億二四〇〇万ドル。

このうちアメリカからの輸入が九八パーセントを占める（注3）。要するに、日本の相つぐ新装備導入計画の実施で潤っているのはアメリカの軍需産業なのである。イ

自衛隊合憲論を粉飾する新安全保障論

防衛問題懇談会の「報告書」が公表されたのに続いて、自衛隊合憲論に踏み切った社会党からは新時代の安全保障政策」策定委員会（座長・上原康助衆議院議員）の「平和への挑戦」（一九九四年八月三〇日公表）が提出され、論議を呼んでいる。安全保障論議が活発に展開されること自体望ましいことに相違ないが、期せずして二つの文書には極めて重要な共通点が露見される。要するに、既存の安全保障概念から一歩も抜け出でないことがだ。

確かに前者は二国間安保の「多角的安保」への転換を掲げ、後者は「専守防衛」を「限定防衛」と言い換えた。しかし、前者は安保の軍事機能の拡大であり安保の世

界化に過ぎない。そこでは軍事機能を無効にするための安全保障論が一切模索されていないのだ。

後者にしても語感以上の違いは見出せない。「クモの巣」型軍備体系への転換というが、状況によっては相手型の軍事力に対応してより強力な「クモの巣」を張ることが、結局は要塞国家あるいは超重武装国家に発展していく可能性を否定できないではないか。どのような指標によって「限定」と言うのか。

國益レベルの視点で判断していく限り、「限定防衛」構想に基づく実力組織（最小限自衛力）（一〇ページ）という文言は、「基盤的防衛力」の名のもとに増殖し続けた自衛隊軍拡の論理と本質的に変わりがないのである。

日本は船体部分を造るだけで建造費の約七〇パーセントはアメリカの軍需産業が儲ける仕組みだ。脱冷戦の時代を迎えて、アメリカの軍需産業界は現在生き残りをかけて再編統合が急ピッチで進められている。勢いさらなる高価な武器購入を求めて対日攻勢をかけてくることは必至だ。

日本の防衛産業メーカーも防衛関係費の抑制傾向のなかで厳しい状況に置かれている。防衛産業界が現在最も期待するのは、防衛庁が九五年度予算の概算要求で調査費計上を求めている戦域ミサイル（TMD）構想の早期実現だ。それは地域紛争にも対応可能なミサイル防衛システムである（注4）。多額の受注を期待して防衛産業界と防衛族議員が結託し、導入実現に向か今後一層のキヤンペーンを張ることが予測される。軍事費削減や軍縮の世論の高まりと反比例しても一段と強化されよう。

だが、脱冷戦の時代に入つて軍事的脅威を相互に解除する努力が求められるこの時期に、なぜアジアで日本だけが濃密なミサイル防衛網を張る必要性があるのか。高度な攻撃性を備えた装備拡充の問題とあわせ、それらがアジアの人たちに軍事的脅威として受けとらることは想像に難くない。それではアジア地域の軍拡傾向を一層加速させるだけである。そうではなくて平和憲法の精神を活かす意味からも、また自衛隊創設以来の日本の軍拡に脅威と警戒心を抱き続けるアジア各国からの信頼を回復するためにも、日本が率先して軍縮シナリオを提唱することこそ、第一の優先課題とすべきであろう。

巧妙に仕組まれた軍拡計画

自衛隊軍拡は「国防の基本方針」（一九五七年五月、国防会議・閣議決定）の作成を起点とする。「国防

の基本方針」は、国連活動支助、国家安全保障の基盤確立、効率的防衛力の整備、日米安保体制堅持を掲げた極めて穏当な内容である。その点で、覇権国家日本の宣言や海外への攻勢戦略の採用を掲げ、軍事国家日本の将来像を描いて見せた戦前期の「帝国国防方針」（一九〇七年四月策定）とはかなり違う。

しかし、一九五八年から七六年までの四次にわたる長期固定剝製備調達計画としての「防衛國力整備計画」の実施内容を追うと、「国防の基本方針」は結局のところ「帝國国防方針」と同質の所用兵力構想であり、軍事国家日本への変容を必ずしも自制しようとするものではなかつたことが理解される。所用兵力構想とは仮想敵国の軍

事力に対応しながら自国の軍事力を決定していくもので、「必要最小限度」の防衛力装備を掲げながら仮想敵国の軍事力に対応して装備拡充を図ろうとする無限定の軍拡方針であった。

巧妙に仕組まれた軍拡方針は、七〇年代に入り米中国交回復（一二年）に象徴される国際政治の変動とともに、脅威即応型の安全保障論の境界が明らかとなり修正を迫られる。そこで「防衛計画の大綱」（七六年一〇月）が策定され、仮想敵国の軍事力規模に左右されない「基盤的な防衛力」の整備を国防方針とした（基盤的防衛力構想）。確かに所用兵力構想で示された無限的な軍拡に一定の歯止めをかけ、軍縮政策に先鞭をつけるものと当初は期待されもした。

だが、装備面での拡充に具現されるように上限が必ずしも定かでないまま、「基盤」を固めるために新たな軍拡が、やはり「基盤的防衛力構想」の名で進められていく。「基盤的」とは、軍拡を自己本位に進めるための方便に過ぎなかつたのだ。

新たな軍拡シナリオ登場

現在、「基盤的防衛力構想」を核とする「防衛計画の大綱」見直しが日程にのぼっている。冷戦後ににおける自衛隊軍拡のシナリオは、

防衛局長の諮問機関である「新一代の防衛を語る会」（昨年六月一四日発足）で作成されようが、首相の諮問機関として先頭報告書を作成した「防衛問題懇談会」は、その必要性を世論に訴える宣伝役を

担う。そこでは自衛隊軍縮を掲げつつ、自衛隊の近代化・合理化を押し進め、新たな質と内容を伴つた「軍拡」をめざすことが検討されているのだ。

それは軍縮待望論が渦巻いた一九二〇年代半ば、四個師団の廃止（兵員三万八八九四名削減）を断行した宇垣軍縮と酷似する。軍縮断行の立て役者であつた宇垣一成陸軍大臣は、軍縮の狙いを「陸軍改革私案」（一九三五年八月）で「有形無形に涉り國家総動員たらしむべきこと」と記した。すなわち、兵員の削減と引き換えに装備面の近代化・合理化を押し進めて実質軍拡路線の定着を図り、同時に「軍隊の国民化」「国民の軍隊化」によって国家総力戦段階に適合する国内軍事化への指針を示したのである。いま、その歴史の事実を思い起こすべきであろう（注5）。

これに加えて自衛隊軍拡を支えてきた国防ナショナリズムが、多様な安全保障論や平和思想の創造の機会を奪い、結局は国家自衛権を直ちに国家武装権と同一視してしまった程度の粗末な安全保障論のみが、唯一正統的な安全保障論と

して幅を利かせてきた。

しかし、今日脱冷戦の時代を迎えて、そうした安全保障概念への異議申し立てが活発化もしている。そこで基本的な争点は、国家自衛隊を容認したとしても、なぜ武装自衛権のみが自衛権行使の唯一の方法なのか、という問題だ。平和憲法は自衛権自身を決して否定したものではないが、その場合の自衛権は非武装自衛権に限定されたものであり、同時に絶対非戦の平和思想と論理を孕んだものとして読み込む必要があろう。

國軍化の道を急ぐ自衛隊

装備面の充実を急ぎながら、自衛隊の狙いは最終的に国軍としての地位を得ることだ。國軍化への道が、改憲への道と表裏一体の関係にあることは言うまでもない。

一九七八年七月、有事における自衛隊の超法規的行動の必要性を主張して解職された栗栖弘臣統幕議長（当時）が、統幕議長を国務大臣と同等の認証官にすべきだと主張してから既に久しい。それは文民統制の枠組みに変更を迫るものであった。つまり、実質文民統制を空洞化し、戦前期の統帥権独立の動きにも似て、軍政（防衛庁内局）と軍令（統幕會議）の権限の明確な分立と、内局の統制から離脱を試みたものだ。

そうした自衛隊の國軍化を支える世論形成の役割を担うものが「普通の国家」論などであろう。その主旨が、極めて率直な改憲志向で貫かれていたことは記憶に新しい。さらにはアメリカのアジア・太平洋戦略の変更が自衛隊國軍化の方向をさらに加速させよう。アメリカ国防総省の報告書「ボトムアップ・レビュー」（一九九三年九月公表）によれば、日本政府の膨大な「思いやり予算」により安く駐

る歴史の歪曲発言は、侵略戦争への反省を根底に据えた現行憲法の歴史認識を突き崩さうとするものであった。そこには、軍隊と国家の関係を戦前的な形態へと復元させる狙いが隠されてもいよう。そして、現在の焦眉の課題は、「国際貢献」を踏み台に海外派兵の実績を積上げて国連安保理に常任理事国入りし、軍事参謀委員会国としての国連軍への参画により、先ず国際的に「日本国軍」として認められることだ。

自衛隊周辺は種々の機会を利用して環境整備に余念がない。例えば、交戦権の放棄を最大の原理とする憲法九条を根本から否定する「交戦規制」（ROE）が、昨年秋に統合幕僚会議で作成された。それは、自衛隊がいつでも実戦に踏み切れる態勢を準備しつつあることを具体的に示すものだ。

また、先の自衛隊出身議員による歴史の歪曲発言は、侵略戦争への反省を根底に据えた現行憲法の歴史認識を突き崩さうとするものであった。そこには、軍隊と国家の関係を戦前的な形態へと復元させる狙いが隠されてもいよう。そして、現在の焦眉の課題は、「国際貢献」を踏み台に海外派兵の実績を積上げて国連安保理に常任理事国入りし、軍事参謀委員会国としての国連軍への参画により、先ず国際的に「日本国軍」として認められることだ。



観閲式で行進する陸上自衛隊

留できるメリットを認めながらも、日本をも含めた海外基地の削減・縮小が構想されている。最近ではこの九月四日に、日本への救援部隊を指揮運用する米第九軍団司令部（神奈川県座間市）の実質廃止声明が出されたばかりだ。

これは日本の防衛は自衛隊に実

質委ねる方向を示した点で注目される。同時に自衛隊の「自主防衛努力」の一層の要請が強まることも必至だ。また、削減・縮小のもうひとつ理由には、海空戦力を中心とする自衛隊軍事力への高い評価が前提ともなっているよう。今後急速な形で在日米軍の撤退が予

着々と進む 軍事国家への変容

自主防衛路線への傾斜は、必然的に国内における軍事主義の台頭をさらに促すことになる。そこで自衛隊は、名実共に国軍として国家機構の中核的存在として位置づけられ、戦争主体としての地位を確実にしていく。

そこまでの自衛隊の将来像が描かれていればこそ、一連の有事法制が着々と準備され、自衛隊法改正が意図されてきたのである。そうした状況をソフト面で支えるのが、日の丸・君が代の国旗化・国歌化に象徴される国民の精神・思想の動員・統制だ。

軍事国家日本への動きは、実際に様々な局面で素顔を見せ始めている。新たに「英靈」づくりを狙う靖国法案や、軍事情報の封印を制度化しようとするスパイ防止法案は棚上げ状態が続いているものの、雑則の第二六条（民間の協力等）で戦後版国家総動員法の性格を色濃く示す「PKO協力法」は、現行憲法に手をつけることなく自衛隊の海外派兵への道を切り開いた。こうした既成事実の積み重ねのうえで、自衛隊合憲論と非武装中

定されないにしても、こうした米軍の動きが自衛隊単独による日本国防衛を口実にした軍拡の格好の材料に利用されかねない。

立政策の実質放棄を打ち出した社会党の党首を首相とする現政権をクッシュンにしながら、自衛隊国軍化へ向けての環境整備が整えられるなか、日本は急速に軍事国家への道を歩み出しているように思えてならない。

（金）

自衛隊国軍化と軍事国家への道をストップさせるには、既存の政党や組合だけに依拠せず、平和憲法の活性化により自衛隊軍縮・解体のシナリオを大胆に提言する市民の運動が今後一層期待されよう。そこでは、軍事国家に対置する平和国家や平和社会の構築を展望する平和の論理と思想の問い合わせが果敢に議論もされよう。非武装自衛権の思想や軍事力に依存しない安全保障概念の共有化の作業が、いまほど求められている時はない

(注1) 大藏省広報誌『ブライアンス』一九九三年六月号を参照。なお今年度の防衛関係費は四兆六千三五億円。

(注2) ストックホルム国際平和研究所発行『世界の軍備と軍縮—SIPRI年鑑』一九八九年度版。

(注3) 同右、一九九二年度版。

(注4) 詳しくは坂井定雄「いまなぜミサイル弾道防衛か」『朝日新聞』一九九四年九月七日付「論壇」参照。

(注5) 摂著『総力戦体制研究』(三二書房、一九八一年)の第四、五章を参照された。

こうつけたあつし、一九五一年岐阜県生まれ。元『軍事民論』編集部長。現在、山口大学教養部助教授。著書に『現代政治の課題』(北樹出版)、『PKO協力法体制』(梓書店)ほか。憲法を活かす市民の会・やまとちの世話人代表。